

保全点検要領 構造物編 改定概要（令和5年度版）

第1編 総則			
第1章	用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> ■各編の表現と併せるため、表現の修正 	
第4章	点検の対象構造物	<ul style="list-style-type: none"> ■床版と伸縮装置に関する日常点検で降車した点検対象に修正 ■はく落を防止する方法で施工された箇所（アラミド繊維の連続繊維シート）における触診や打音の省略条件の追記 	
第3編 判定・評価・診断			
第1章	変状の個別判定	<ul style="list-style-type: none"> ■PC 鋼材の劣化に起因しないと判断した場合の対応を追記 ■伸縮装置に非排水装置に関する判定を追加 ■トンネルに豆板、スケーリング、ひび割れを追加 	
第3章	健全性の診断	<ul style="list-style-type: none"> ■シェッド、横断歩道橋は門型支柱を有する大型道路標識と同様なため、本要領の分類に追加 	